

大津市消費生活センターだより

ぽけっと



消費者月間統一テーマ <5月は全国消費者月間(※)です。>

明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費 ～どのグリーンにする?～

この全国消費者月間を契機に、どんな消費行動が地球環境にとって良い行動なのか、ご自身の消費行動を振り返ったり、考えたり、話し合ったりする機会を作ってみませんか。

そして、地球環境に配慮したグリーン志向の消費行動をみんなで始めてみませんか。

※「消費者基本法」の前身である「消費者保護基本法」が昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされました。

知っていますか? 「消費期限」と「賞味期限」

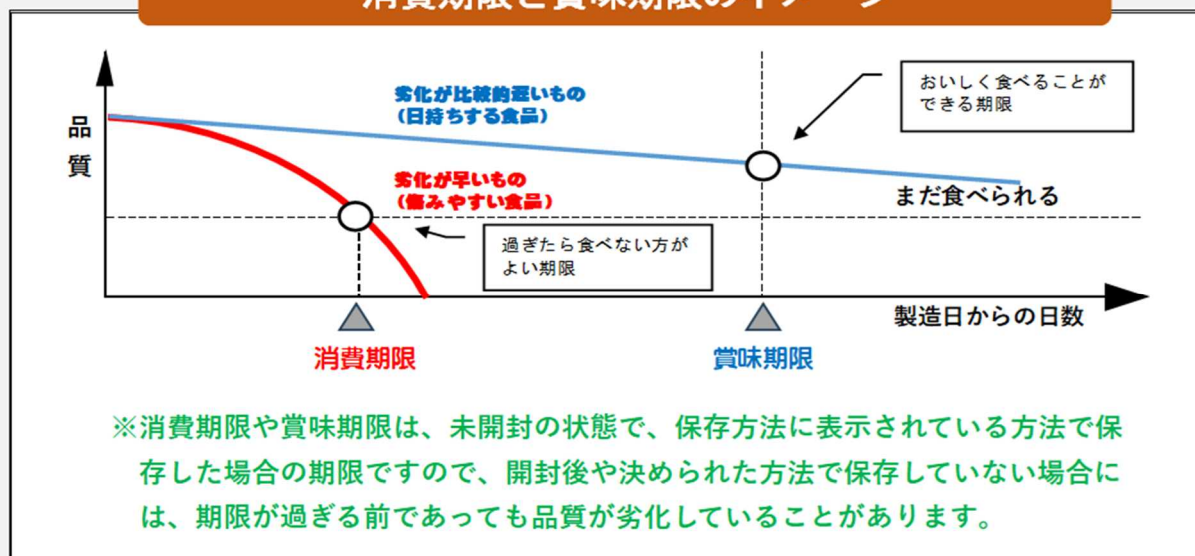
「消費期限」は劣化が早いもの (傷みやすい食品)

お弁当やサンドイッチ、ケーキ等に表示されます。

「賞味期限」は劣化が比較的遅いもの (日持ちする食品)

スナック菓子、カップめん、ペットボトル飲料等に表示されます。

消費期限と賞味期限のイメージ



消費者トラブルを学びませんか。



消費生活センターでは、消費者トラブルの事例と対処法を学ぶ講座を実施しています。

経験豊富な消費生活相談員が講師を務め、わかりやすく説明します。

地域団体（自治会や老人クラブ等）の行事や学習の一環として講座を利用しませんか？

『消費者トラブルに遭わないために』	
講座内容	◇安心して消費生活を送れるよう、消費者トラブルの事例と対処法を紹介します。 ◇具体的内容は、申込後、当センターと申込者で調整させていただきます。
対 象	市内に在住、在勤、または在学の10人以上のグループ
実 施 可能曜日	平日の10時～16時 土日祝日は実施できません。
所要時間	相談に応じます。
オンライン	相談に応じます。
対象年齢	指定はありません。
申込方法	講座開催希望日の3カ月前から3週間前までに当センターへご連絡ください。



情報をリアルに入手！

消費者トラブル情報もリアル発信

LINEで情報を
受け取ろう！

大津市LINE公式アカウントでは
お知らせやイベント等の
情報配信をしています。

友だち追加はこちらから



受信設定も忘れずに！

大津市LINE公式アカウントに関すること
大津市DX推進室 TEL 528-2727

困ったときはご相談ください

大津市消費生活センター

077-528-2662 (平日9時～17時)

消費者ホットライン 188(いや・や)



☎相談は電話または来所のみ（大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津4階）※メール相談は不可